

鹿 児 島 県 公 報

令和元年 9 月 27 日 (金) 第 42 号 の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則 (※)

(税務課取扱い) 1

規 則

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第18号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則 (昭和38年鹿児島県規則第32号) の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第31条の11」に, 「第7章 自動車取得税 (第26条—第31条の11)」を「第7章 軽油引取税 (第32条—第32条の16)」に, 「第33条」を「第32条の17」に改める。第12条の2中「自動車取得税証紙, 」を削る。

第13条第2項の表根拠規定の欄中「第157条第2項」を「第153条第2項」に, 「第16条第1項又は第144条の29第1項」を「第16条第1項, 第16条の3第1項, 第144条の20第1項又は第144条の29第1項」に改め, 「第6条の10第4項 (令) の次に「第6条の11第3項, 」を加え, 同表書類の種類欄中「の延長承認」を「延長の承認」に, 「の取消」を「取消」に, 「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改める。

第15条の2第2項中「第2条の5第3項」を「第2条の5第7項」に改める。

第16条の表根拠規定の欄中「第15条第4項」を「第15条の2の2」に, 「第71条の14第5項若しくは第71条の15第4項」を「第71条の14第6項若しくは第71条の15第5項」に, 「第71条の35第6項若しくは第71条の36第4項」を「第71条の35第7項若しくは第71条の36第5項」に, 「第71条の55第6項若しくは第71条の56第4項」を「第71条の55第7項若しくは第71条の56第5項」に改め, 同表書類の種類欄中「地方税法第48条第3項の規定による」を削り, 「県民

税及び」を「個人の県民税及び」に, 「法人事業税 地方法人特別税」を「法人事業税 特別法人事業税 地方法人特別税」に, 「等の通

知書」を「等の通知」に改める。

第16条の4第1項中「第5条の2第1項」を「第5条の2の3第1項」に改め, 同条第2項中「第5条の2第2項各号」を「第5条の2の3第2項各号」に改める。

第17条の表根拠規定の欄中「第24条の4第3項及び第24条の4第5項」を「第24条の4第5項及び第24条の4第7項」に, 「第72条の46第5項若しくは第72条の47第4項」を「第72条の46第6項若しくは第72条の47第5項」に, 「第15条第4項」を「第15条の2の2」に改め, 同

表書類の種類欄中「法人事業税 地方法人特別税」を「法人事業税 特別法人事業税 地方法人特別税」に, 「法人事業税 地方法人特別税」を「法人事業税 地方法人特別税」に, 「法人事業税 地方法人特別税」を「法人事業税 地方法人特別税」に

「 法 人 事 業 税
 特別法人事業税
 地方法人特別税」

に、「個人の事業税の課税標準額」を「個人事業税の課税標準の」に改め

る。

第18条第3項第3号中「及び省令附則第3条の2の20で定めるもの」を削る。

第18条の2第4項第3号中「及び省令附則第3条の2の20で定めるもの」を削り、同条第12項中「農地利用集積円滑化団体等（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体又は）」を「農地中間管理機構（）」に改め、同項第1号中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改める。

第18条の3第3項中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改める。

第19条の表根拠規定の欄中「第74条の23第5項若しくは第74条の24第4項」を「第74条の23第6項若しくは第74条の24第5項」に改め、同表書類の種類欄中「^{更正・決定}県たばこ税_{加算金決定}」

を「^{更正・決定}県たばこ税_{加算金決定}」に改める。

第25条の表根拠規定の欄中「第90条第5項若しくは第91条第4項」を「第90条第6項若しくは第91条第5項」に改める。

第7章の章名を削る。

第26条から第31条の11までを次のように改める。

第26条から第31条の11まで 削除

第32条の16の表根拠規定の欄中「第144条の47第5項若しくは第144条の48第4項」を「第144条の47第6項若しくは第144条の48第5項」に改める。

第7章の2を第7章とする。

第8章中第33条の前に次の17条を加える。

（譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

第32条の17 法第164条第1項の規定により、環境性能割の納税義務の免除を受けようとする者は、別記第130号様式による申告書を鹿児島地域振興局長に提出しなければならない。

2 法第164条第2項の規定により、環境性能割の徴収猶予を受けようとする者は、条例第100条の6第1項の規定による申告書を提出する際、これに併せて別記第130号様式による申告書を鹿児島地域振興局長に提出しなければならない。

3 法第164条第6項の規定により、徴収金の還付を受けようとする者は、別記第130号様式による申請書を鹿児島地域振興局長に提出しなければならない。

（身体障害者の範囲）

第32条の18 条例第100条第7号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分		障 害 の 級 別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害		3級（喉頭の摘出手術を受けた者に限る。）
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から6級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1級から6級までの各級

心臓機能障害	1級及び3級
じん臓機能障害	1級及び3級
呼吸器機能障害	1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
小腸機能障害	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
肝臓機能障害	1級から3級までの各級

- (2) 戦傷病者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項及び第2項に規定する戦傷病者手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者（前号の規定に該当する者を除く。）のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭の摘出手術を受けた者に限る。）
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第100条の9第2号イ若しくはウ又は第106条の2第1項第2号イ若しくはウに掲げる自動車に係る身体障害者については、次に掲げる者を除くものとする。

- (1) 前項第1号に掲げる者のうち同号の表に掲げる障害が下肢不自由であるもので障害の級別が3級の2、3級の3及び4級から6級までの各級に該当する障害を有するもの
- (2) 前項第1号に掲げる者のうち同号の表に掲げる障害が体幹不自由であるもので障害の級別が5級に該当する障害を有するもの
- (3) 前項第1号に掲げる者のうち同号の表に掲げる障害が乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害であるもので移動機能障害の級別が3級（1下肢のみに運動機能障害をもつものに限る。）から6級までの各級に該当する障害を有するもの
- (4) 前項第2号に掲げる者のうち同号の表に掲げる障害が下肢不自由であるもので重度障害の程度又は障害の程度が第4項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する障害を有するもの
- (5) 前項第2号に掲げる者のうち同号の表に掲げる障害が体幹不自由であるもので重度障害の程度又は障害の程度が第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する障害を有するもの
（精神障害者の範囲）

第32条の19 条例第100条第7号の精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者のうち、重度の障害を有する者

- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有する者
（環境性能割の申告書類等）

第32条の20 条例第100条の6第1項及び第2項に規定する規則で定める様式は、省令第9条の5に規定する申告書及び報告書とする。

（自動車税証紙）

第32条の21 条例第100条の7第1項に規定する自動車税証紙（以下この章において「証紙」という。）の種類は、100円券、300円券、500円券、1,000円券、3,000円券、5,000円券及び10,000円券とし、その形式は、別記第131号様式による。

（証紙代金収納計器の指定等）

第32条の22 条例第100条の7第1項後段及び第104条第3項後段に規定する証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）の指定は、収納計器の名称、型式及び記号番号を告示することにより行う。

- 2 条例第100条の7第1項後段及び第104条第3項後段の収納印は、別記第132号様式による。
（証紙の消印等）

第32条の23 条例第100条の7第1項及び第104条第3項の規定によつて納税者が貼り付けた証紙は、条例第100条の6第1項及び第105条第1項から第3項までに規定する申告書の提出があつた日の日付により、別記第133号様式による納税済印で証紙を貼つた紙面と証紙の彩紋とにかけて判明に消印するものとし、当該日付をもつて自動車税の納付があつたものとする。

- 2 条例第100条の7第2項及び第104条第4項の納税済印は、別記第133号様式による。
（証紙の売りさばき等）

第32条の24 証紙は、知事が指定する者を証紙販売人として証紙販売所であることを標示した販売所で販売させるものとする。

- 2 前項の証紙販売人のうち環境性能割に係る証紙を販売した者に対しては、証紙販売手数料として証紙の買受け月額を次の表の左欄の各級に区分し、その区分ごとに右欄の割合を乗じて得た金額の合計額を交付する。

区 分	割 合
500万円以下の金額	100分の2.2
500万円を超え3,000万円以下の金額	100分の1.65
3,000万円を超え5,000万円以下の金額	100分の1.1
5,000万円を超える金額	100分の0.55

- 3 第1項の証紙販売人のうち種別割に係る証紙を販売した者に対しては、証紙販売手数料として証紙の額に1,000分の13.2を乗じて得た額を交付する。
（収納計器取扱人の指定）

第32条の25 条例第100条の7第1項後段及び第104条第3項後段の収納印の押印（以下「押印業務」という。）は、知事が収納計器取扱人として指定する者に行わせるものとする。

- 2 収納計器取扱人は、押印業務を行うために必要な資力及び信用を有し、かつ、納税者の自動車税の納付について利便を与えることができると認められる者のうちから指定する。
3 収納計器取扱人の指定を受けようとする者は、収納計器取扱人の指定申請をしなければならない。
4 知事は、第1項の規定により収納計器取扱人を指定したときは、これを告示する。

（収納計器取扱人の指定の取消し）

第32条の26 知事は、収納計器取扱人が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことがある。

- (1) 収納計器を不正に使用したとき。
- (2) 押印業務を行うために必要な資力若しくは信用を失い、又は納税者の自動車税の納付について利便を与えることができなくなつたとき。
- (3) 第32条の28第1項の規定に基づき知事が別に定めるところに反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

（始動票札の買受け）

第32条の27 収納計器取扱人は、収納計器を使用する前に県から当該収納計器を始動させるために必要な票札（以下「始動票札」という。）を買い受けなければならない。

- 2 収納計器取扱人は、収納計器による収納印を誤つて押印した場合において、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、当該誤つて押印した収納印の表示金額（以下「誤表示金額」という。）に相当する金額の還付を受けることができる。
- 3 収納計器取扱人は、前項に規定する誤表示金額に相当する金額の還付を受けようとするときは、誤表示金額を月ごとに取りまとめ、翌月の5日までに知事に還付の申請をしなければならない。
- 4 第1項の始動票札の形式は、別記第134号様式による。

（押印業務の取扱い等）

第32条の28 押印業務の取扱い等については、知事が別に定めるところによらなければならない。

- 2 収納計器取扱人が押印業務を行つたときは、証紙を売りさばいたものとみなし、証紙販売手数料として、条例第100条の7第1項後段に係る押印業務に対してはその月中に収納計器により押印した収納印の表示金額（誤表示金額を除く。以下この項において「表示金額」という。）の合計額を第32条の24第2項の表の左欄の各級に区分し、その区分ごとに右欄の割合を乗じて得た金額の合計額を、条例第104条第3項後段に係る押印業務に対しては表示金額に1,000分の13.2を乗じて得た額をそれぞれ交付する。

（証紙取扱者）

第32条の29 証紙取扱者は、鹿児島地域振興局又は大島支庁の税出納員（鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）第4条に規定する者をいう。以下同じ。）（鹿児島地域振興局にあつては、自動車税の出納事務を担当する課長に限る。）をもつて充てる。

（環境性能割の減免）

第32条の30 条例第100条の9第2号の規定により減免する環境性能割額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 当該自動車の取得に係る環境性能割額
 - (2) 250万円に身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）が運転するため又は身体障害者等が利用するための当該自動車に係る特別の仕様による製造又は装置の変更に要した金額を加算した額に条例第100条の3第3項又は附則第16条の4に規定する税率を乗じて得た額
- 2 条例第100条の9第2号の規定により身体障害者等のための環境性能割の減免を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、当該減免の対象となつた自動車の取得の日から1年以内に行つた当該身体障害者等のための新たな自動車の取得に係る環境性能割は、減免しない。ただし、次に掲げる自動車の取得である場合には、この限りでない。
 - (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第15条第1項の規定に基づく永久抹消登録がされた自動車に代わる自動車の取得
 - (2) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受け、又は盗難にかかつた自動車に代わる自動車の取得
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める自動車の取得

（環境性能割の減免に係る申請等）

第32条の31 条例第100条の9の規定により、環境性能割の減免を受けようとする者は、別記第135号様式による申請書により鹿児島地域振興局長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書は、条例第100条の6第1項の規定により環境性能割を申告納付することとされている際に、当該申告書と併せて提出しなければならない。

- 3 第1項の申請書（条例第100条の9第2号の規定に係るものに限る。）を提出する場合は、次に掲げる書類を提示しなければならない。
- (1) 身体障害者手帳，戦傷病者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
 - (2) 身体障害者等，身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者の道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条に規定する運転免許証（以下「運転免許証」という。）
 - (3) 環境性能割の減免の対象となる自動車の道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）
- 4 環境性能割の減免の対象となる自動車の取得が専ら身体障害者等の通学，通院，通所又は生業のために，当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者によつて運転される自動車に係るものである場合は，別記第135号様式（付票）による当該自動車の取得に係る当該事実を証明する書類を第1項の申請書に添付しなければならない。
- 5 前項の書類は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる者が発行するものに限るものとする。
- (1) 当該身体障害者等が身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者である場合 当該身体障害者等の居住地を管轄する福祉に関する事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に規定する福祉に関する事務所をいう。以下この号において同じ。）又は福祉に関する事務所を設置しない町村の長（その出張所長を含む。以下「福祉事務所等の長」という。）
 - (2) 当該身体障害者が戦傷病者手帳の交付を受けている者である場合 県の戦傷病者特別援護法の施行に関する事務を主管する課の長（以下「援護事務主管課長」という。）
 - (3) 当該精神障害者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者である場合 当該精神障害者の居住地を管轄する市町村長
- 6 鹿児島地域振興局長は，第1項の規定による申請があつた場合において，当該申請を承認したときは別記第136号様式による通知書により，承認しなかつたときは別記第137号様式による通知書により，その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（環境性能割額の交付額の算定に用いる資料の提出）

第32条の32 市町村長は，省令第9条の14の規定により，環境性能割額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を提出する場合は，毎年度当該年度の6月末日までに，別記第138号様式により提出しなければならない。

（環境性能割に関する書類の様式）

第32条の33 環境性能割について次の表の左欄に掲げる根拠規定に関して用いる中欄に掲げる書類の様式は，それぞれ右欄に掲げるところによる。

根 拠 規 定	書 類 の 種 類	様式（別記）
法第161条第2項	自動車税環境性能割修正申告書（自）	第139号様式
	自動車税環境性能割修正申告書（軽）	第140号様式
法第165条第2項	自動車税環境性能割還付（納付義務免除）申請書	第141号様式
法第168条第4項又は第171条第6項若しくは第172条第5項	自動車税環境性能割更正・決定加算金決定通知書	第142号様式

第33条中「第146条」を「第148条」に改める。

第34条の見出し及び同条第1項本文中「自動車税」を「種別割」に改め，同項ただし書中「同条第8号」を「同条第7号」に改め，同条第2項中「自動車税に」を「種別割に」に，「条例第104条第3項に規定する自動車税証紙（以下この章において「証紙」という。）」を「証紙」に改める。

第35条から第36条の6までを次のように改める。

第35条から第36条の6まで 削除

第36条の7を次のように改める。

（種別割の申告書類等）

第36条の7 条例第104条第3項及び第105条第1項に規定する規則で定める申告書又は報告書は、省令第9条の17に規定する申告書又は報告書とする。

第36条の7の2中「自動車税買主住所等報告書」を「自動車税種別割買主住所等報告書」に改める。

第36条の8の前の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、「及び第36条の9」を削り、同条第2項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「自動車税」を「種別割」に改め、「及び第36条の9」を削り、同条第4項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第36条の8の2第1項各号列記以外の部分中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第1号中「自動車税」を「種別割」に改め、「第17条第1項」の次に「及び第17条の2第1項」を加え、同号ア中「第101条第1項第1号イの項、第101条第1項第4号の項及び第101条第1項第5号の項」を「及び第101条第1項第5号の項並びに条例附則別表第4」に改め、同号イ中「第101条第1項第3号ウの項」を削り、同項第2号中「自動車税」を「種別割」に改め、「第17条第1項」の次に「及び第17条の2第1項」を加え、同条第2項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「第454条」を「第463条の23」に、「軽自動車税」を「軽自動車税（環境性能割又は種別割）」に、「自動車税は」を「種別割は」に改める。

第36条の9の前の見出し及び同条中「自動車税」を「種別割」に改める。

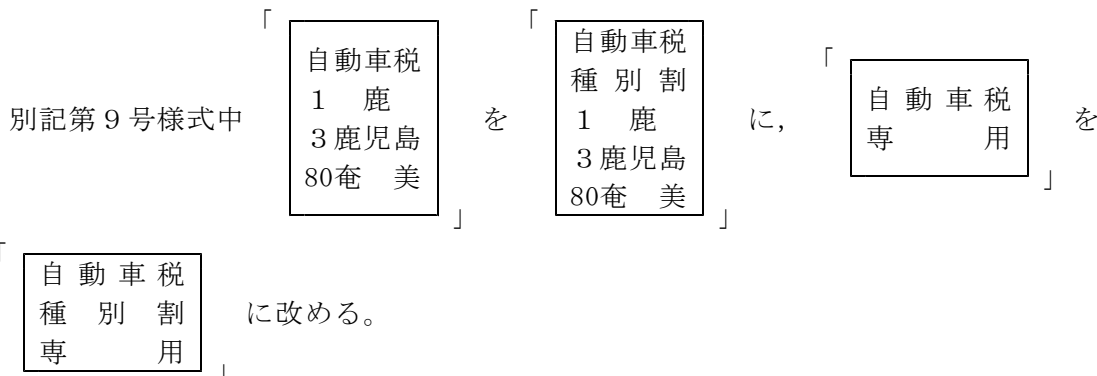
第36条の10第1項中「自動車税」を「種別割」に、「別記第147号様式」を「別記第135号様式」に改め、同条第2項中「自動車税」を「種別割」に、「第31条の9第3項」を「第32条の31第3項」に改め、同条第3項中「自動車税」を「種別割」に、「別記第147号様式（付票）」を「別記第135号様式（付票）」に改め、同条第4項中「第31条の9第5項」を「第32条の31第5項」に改め、同条第5項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第37条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改める。

第50条第2項中「100分の3.24」を「100分の3.3」に改める。

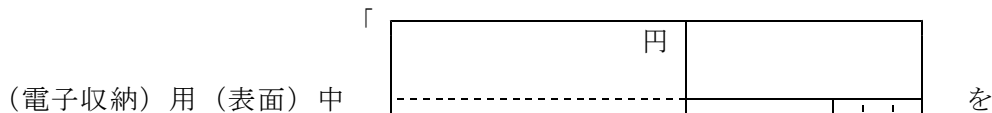
附則第6項の見出し中「自動車取得税証紙販売手数料」を「自動車税証紙販売手数料」に改め、同項中「第30条第2項」を「第32条の24第2項」に、「100分の0.54」を「100分の0.55」に、「100分の1.08」を「100分の1.1」に改める。

別記第7号様式中「地方法人特別税」を「特別法人事業税又は地方法人特別税」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に、「はり付け欄」を「貼付欄」に、「はり付けは」を「貼り付けは」に改める。



別記第11号様式（その3）中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に改め、同様式（その3）自動車税用（表面）中「自動車税納税通知書」を「自動車税種別割納税通知書」に、「第145条」を「第146条」に改める。

別記第12号様式（その1）一般（手書）用（裏面）及び（その1）一般（電算出力）用（裏面）中「三菱UFJ信託銀行」及び「及び三菱UFJ信託銀行」を削り、「並びに九州労働金庫」を「及び九州労働金庫」に、「内の」を「内にある」に改め、同様式（その1）一般



	特 別 税
--	-------------

め、同様式（その 2）法人県民税，法人事業税及び地方法人特別税用（裏面）中「，三菱UF J 信託銀行」及び「及び三菱UF J 信託銀行」を削り，「並びに九州労働金庫」を「及び九州労働金庫」に，「内の」を「内にある」に改め，同様式（その 3）自動車税用中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に改め，同様式（その 3）自動車税用（表面）中

「

円	
	合 計 額

」

を

「

円	
円	合 計 額

」

に，

「

円	

」

を

「

	円
	円

」

に，「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に，

「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改め，同様式（その 3）自動車税用（裏面）中「必要です」を「使用することができます」に改め，「，三菱UF J 信託銀行」及び「及び三菱UF J 信託銀行」を削り，「並びに九州労働金庫」を「及び九州労働金庫」に，「コンビニエンスストア」を「コンビニ，スマホ決済アプリ」に，「店舗で納めることができます。（次の店舗は，鹿児島県からの委託を受けて自動車税を収納しています。）」を「コンビニエンスストア及びスマホ決済アプリでも納付できます。」に，

「（五十音順）

エブリワン，ココストア（一部の店舗を除く。），サークルK，サンクス，セブン— を
イレブン，ファミリーマート，ローソン

「（コンビニエンスストア）

MMK 設置店，セブン—イレブン，ファミリーマート，ローソン（五十音順）

Pay B，Pay Pay（五十音順）

「（金融機関によつては利用できない場合があります。詳しくは鹿児島県のホームページを
を

「（金融機関によつては利用できない場合があります。詳しくは鹿児島県のホームページを
に，

<https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/index.html>

「この場所には何も記載しないでください。

本書は機械で処理しますので，中央の欄を汚さないよう特に御注意ください。

また，本票を折つたり，曲げたりしないでください。（ゆうちょ銀行）

「本書は機械で処理しますので，中央の欄を汚さないよう特に御注意ください。

また、本票を折つたり、曲げたりしないでください。（ゆうちょ銀行） に改め、同

この場所には何も記載しないでください。

様式（その3）中「自動車税（定期賦課）用」を「自動車税種別割（定期賦課）用」に改め、同様式（その3）自動車税（定期賦課）用（表面）中

円		

	合 計 額	

を

円		

円	合 計 額	

に、

円

を

円

円

に、「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に、

「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改め、同様式（その3）自動車税（定期賦課）用（裏面）中「必要です」を「使用することができます」に改め、「三菱UFJ信託銀行」及び「及び三菱UFJ信託銀行」を削り、「並びに九州労働金庫」を「及び九州労働金庫」に、

「※ 本年7月31日までに限り次のコンビニエンスストアでも納付できます。（次の店舗は鹿児島県からの委託を受けて自動車税を収納しています。）（五十音順）エブリワン、ココストア（一部の店舗を除く。）、サークルK、サンクス、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン」

「※ 本年7月31日までに限り次のコンビニエンスストア及びスマホ決済アプリでも納付できます。

（コンビニエンスストア）

MMK設置店、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン（五十音順）

（スマホ決済アプリ）

Pay B, Pay Pay（五十音順）

「（金融機関によつては利用できない場合があります。詳しくは鹿児島県のホームページを御覧ください。）」

「（金融機関によつては利用できない場合があります。詳しくは鹿児島県のホームページを御覧ください。）」

<https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/index.html>

め、同様式（その3）中「自動車税（手書）用」を「自動車税種別割（手書）用」に改め、同様式（その3）自動車税（手書）用（表面）中「自動車税領収済通知書」を「自動車税種別割

領収済通知書」に、

自 動 車 税

 を

自 動 車 税 種 別 割

 に改め、同様

式（その3）自動車税（手書）用（裏面）中「三菱UFJ信託銀行」及び「及び三菱UFJ信託銀行」を削り、「並びに九州労働金庫」を「及び九州労働金庫」に、「内の」を「内にある」に改め、同様式（その4）中「自動車取得税用」を「自動車税環境性能割用」に改め、同

様式（その4）自動車取得税（表面）中「自動車取得税領収済通知書」を「自動車税環境性能割領収済通知書」に、

「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改め、

同様式（その4）自動車取得税（裏面）中「三菱UFJ信託銀行」及び「及び三菱UFJ信託銀行」を削り、「並びに九州労働金庫」を「及び九州労働金庫」に、「内の」を「内にある」に改める。

別記第13号様式（その2）中「法人県民税，法人事業税及び地方法人特別税用」を「法人県民税，法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税用」に改め、同様式（その2）法人県民税，法人事業税及び地方法人特別税用（表面）中

「法人事業税及び地方法人特別税」を「法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税」に改め、同様式（その3）中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に改める。

別記第53号様式の4中「自動車取得税の更正請求書」を「自動車税環境性能割の更正請求書」に、「氏名印」を「氏名印 電話番号」に、「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 この様式は、軽自動車税環境性能割の更正の請求をする場合に準用する。この場合において、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と読み替えるものとする。

別記第64号様式中 「法人県民税 更正・決定通知書」を 「法人県民税 更正・決定通知書」に改め、 「法人事業税の加算金決定」を 「特別法人事業税の加算金決定」に改め、 「地方法人特別税」を 「地方法人特別税」に改める。

通知書 に、「並びに」を「並びに特別法人事業税又は」に、

利子割	利子割額			仮装経理等控除額		
	控除した金額			差引事業税額		
	控除しきれなかった金額			地方法人特別税		
				課税標準	基準法人所得割額	
				総額	基準法人収入割額	
				所得割に係る地方法人特別税額		
				収入割に係る地方法人特別税額		
				仮装経理等控除額		
				差引地方法人特別税額		

を

利子割	利子割額			仮装経理等控除額		
	控除した金額			差引事業税額		
	控除しきれなかった金額			特別法人事業税又は地方法人特別税		
				課税標準	基準法人所得割額	
				総額	基準法人収入割額	
				所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額		
				収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額		
				仮装経理等控除額		
				差引特別法人事業税額又は		

「差引地方法人特別税額 | | |」

に、

法方 人法 事人 業特 税別 ・税 地	差引事業税額及び 差引地方法人特別税額			を
	延滞金			
	加 算 金	過少申告加算金		
		不申告加算金		
重加算金				

に改める。

法業 人税 事又 業は 税地 ・方 特法 別人 法特 人別 事税	差引事業税額及び差引 特別法人事業税額又は 差引地方法人特別税額		
	延滞金		
	加 算 金	過少申告加算金	
		不申告加算金	
重加算金			

別記第64号様式の2中 「 県民税
法人事業税徴収猶予承認通知書 を 法人事業税
地方法人特別税 特別法人事業税
地方法人特別税 」

承認通知書 に、「・地方法人特別税」を「・特別法人事業税又は地方法人特別税」に、「又
は地方法人特別税額」を「又は特別法人事業税額若しくは地方法人特別税額」に改める。

別記第64号様式の3中 「 県民税
法人事業税徴収猶予不承認通知書 を 法人事業税
地方法人特別税 特別法人事業税
地方法人特別税 」

予不承認通知書 に、「・地方法人特別税」を「・特別法人事業税又は地方法人特別税」に、
「又は地方法人特別税額」を「又は特別法人事業税額若しくは地方法人特別税額」に改める。

別記第64号様式の4中 「 県民税
法人事業税徴収猶予取消通知書 を 法人事業税
地方法人特別税 特別法人事業税
地方法人特別税 」

取消通知書 に、「・地方法人特別税」を「・特別法人事業税又は地方法人特別税」に、「又
は地方法人特別税額」を「又は特別法人事業税額若しくは地方法人特別税額」に改める。
別記第66号様式を次のように改める。

第66号様式（第16条関係）

通知年月日：

頁 数

市町村民税法人税割に係る課税標準額等の通知について

このことについて、次のとおり通知します。

法人番号	変更前（ ）				
(フリガナ)					
法人名					
主たる事務所等の所在地					
本都道府県における主たる事務所等の所在地					
事業年度	から	法人税申告期限	月	資本金の額又は出資金の額	円
	まで	災害等延長の申告期限	まで	資本金の額又は出資金の額(解散時点)	円
連結区分		事業年度区分		資本金の額及び資本準備金の額の合算額	円
法人区分				資本金等の額	円
税務官署の通知年月日		税務官署の処理区分		減額更正の理由	
法人税申告年月日		税務官署の申告区分			
申告処理日		申告処理区分			
税務署					
(使途秘匿金税額等)	()	円	重加算金	対象所得	円
法人税割	()	円		対象値付加額	円
(非PE分)	()	円		対象資本金額	円
差引所得に対する法人税額	()	円		対象収入金額	円
仮装経理に基づく法人税額等		円	外国の法人額等の控除	控除外国税額の総額(市町村分)	円
租税条約対象法人税額		円		(個別)控除対象所得税額等相当額の控除額の総額(市町村分)	円
特定寄附金の合計額		円		補正後の分割基準総数(市町村分)	人
重加算税額		円	重加算税対象所得金額		円
関係市町村事務所等所在地	分割基準	関係市町村事務所等所在地	分割基準	関係市町村事務所等所在地	分割基準
分割基準総数	人	13	人	26	人
1	人	14	人	27	人
2	人	15	人	28	人
3	人	16	人	29	人
4	人	17	人	30	人
5	人	18	人	31	人
6	人	19	人	32	人
7	人	20	人	33	人
8	人	21	人	34	人
9	人	22	人	35	人
10	人	23	人	36	人
11	人	24	人	37	人
12	人	25	人	38	人
備考					

連絡先:

電話番号:
課税番号:

別記第67号様式中 「法 人 事 業 税 申告期限延長承認通知書」を 「法 人 事 業 税 特別法人事業税申告期
地方法人特別税 不承認」 地方法人特別税

限延長承認通知書に改める。
不承認

別記第68号様式中 「法 人 事 業 税 に係る確定申告書の提出期限の延長処分等の通知書」を
地方法人特別税

「法 人 事 業 税

特別法人事業税に係る確定申告書の提出期限の延長処分等の通知書 に、「及び」を「及び
地方法人特別税

特別法人事業税又は」に、「取消した」を「取り消した」に改める。

別記第69号様式の2中 「法 人 事 業 税 の徴収猶予（期間延長）申請書」を 「法 人 事 業 特別法人事業
地方法人特別税 地方法人特別

税

税の徴収猶予（期間延長）申請書 に、「地方法人特別税額」を「特別法人事業税額又は地方
税

法人特別税額」に、「徴収の猶予」を「徴収の猶予（期間の延長）」に改める。

別記第78号様式（その3）及び別記第79号様式中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中
間管理機構の農地」に改める。

別記第94号様式から別記第106号様式までを次のように改める。

第94号様式から第106号様式まで 削除

別記第122号様式から別記第142号様式までを次のように改める。

第122号様式から第129号様式まで 削除

第130号様式（第32条の17関係）

納税義務免除 自動車税環境性能割徴収猶予申告（請）書 還 付			
鹿児島県 長 殿		年 月 日	
申告（請）者 住所又は所在地 氏名又は名称 印 電 話 番 号			
下記のとおり，地方税法第164条の規定により，自動車税環境性能割の			〔納税義務免除〕 徴収猶予 還 付
を承認されるよう申告（請）します。			
記			
登録番号 車両番号		車 名	
車 種		車台番号	
免除，猶予を必要とする理由	譲渡担保財産として取得した上記の自動車は，当該自動車により担保された債権が消滅し，当該自動車を取得した日から6箇月以内に譲渡担保財産の設定者に移転した（する見込みの）ため		
譲渡担保財産として設定した年月日		年 月 日	
譲渡担保財産の設定者に移転した（する予定）年月日		年 月 日	
申告 （請）額	課 税 標 準 額	円	
	税 額	円	
	延 滞 金	円	
	加 算 金	円	
譲渡担保財産 設定者	住所又は所在地 氏名又は名称		
備 考			

- (注) 1 この申告（請）書を提出するときは，譲渡担保財産としての取得及び債権の消滅による移転（予定）日等を証するに足りる書類を添付すること。
- 2 この様式は，軽自動車税環境性能割の申告（請）をする場合に準用する。この場合において，「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と，「第164条」とあるのは「第458条」と読み替えるものとする。

第131号様式（第32条の21関係）

（100円券）



- 備考1 刷色 暗い青
- 2 寸法 2.55cm×3.60cm

（300円券）



- 備考1 刷色 茶
- 2 寸法 2.55cm×3.60cm

（500円券）



- 備考1 刷色 明るい茶
- 2 寸法 2.55cm×3.60cm

（1,000円券）



- 備考1 刷色 緑
- 2 寸法 2.55cm×3.60cm

（3,000円券）



- 備考1 刷色 赤
- 2 寸法 2.55cm×3.60cm

（5,000円券）



- 備考1 刷色 紫
- 2 寸法 2.55cm×3.60cm

（10,000円券）



- 備考1 刷色 暗い紫
- 2 寸法 2.55cm×3.60cm

第135号様式（第32条の31，第36条の10関係）
（その1）

自動車税環境性能割減免申請書（公的医療機関用）			
鹿児島県		長 殿	
		年 月 日	
申請者			
住所又は所在地			
ふ り が な			
氏名又は名称			
代表者氏名			印
電話番号			印
鹿児島県税条例第100条の9の規定により，自動車税環境性能割の減免を申請します。			
登録番号又は 車両番号		車 名	
取得年月日	年 月 日	型 式	
用 途		車 台 番 号	
車 体 の 形 状		使用の本拠の 位 置	
取 得 価 額	円		
申 告 税 額	円		
自 動 車 の 使 用 目 的			
備 考			

注 この様式は，軽自動車税環境性能割の減免申請をする場合に準用する。この場合において，「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と，「鹿児島県税条例第100条の9の規定により」とあるのは「次のとおり」と読み替えるものとする。

(その2) (付票)

証 明 書 (自動車税(環境性能割・種別割)用)				
身 体 障 害 者 等		左と生計を一にする者又は常時介護者		
住 所		左に の自 身動 体車 障を 害運 者転 等す のる た者 め	住 所	
氏 名	印		氏 名	印
生 年 月 日 及 び 年 齢	年 月 日 (歳)		生 年 月 日 及 び 年 齢	年 月 日 (歳)
職 業			職 業	
手 帳 番 号		自若 動し 車く のは 取使 得用 者者 又 は 所 有 者	身体障害者等 との関係	
手 帳 交 付 日 年 月 日	年 月 日		運 転 免 許 証 番 号	
障 害 名			住 所	
障 害 の 等 級 (障害の程度)			氏 名	印
			生 年 月 日 及 び 年 齢	年 月 日 (歳)
			職 業	
			身体障害者等 との関係	
			登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	
			車 台 番 号	
			自 動 車 の 使 用 目 的	
<p>上記右上欄の者は、左欄の身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者で、当該身体障害者等の通学，通院，通所又は生業のために自動車を運転するものであることに相違ないことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">福祉事務所等の長 県援護事務主管課長 市 町 村 長</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

(その3)
(表)

自動車税環境性能割減免申請書（構造変更用）		年 月 日			
鹿児島県	長 殿	申請者			
		住所又は所在地 氏名又は名称 電 話 番 号			
		印			
鹿児島県税条例第100条の9の規定により、自動車税環境性能割の減免を申請します。					
身変 体更 障が 害な 者さ 等れ のた 利自 用動 に車 供す るた めの 構造 の	登録番号又は 車両番号		雇 用 さ れ て い る 身 体 障 害 者	住 所	
	取得年月日	年 月 日		氏 名	印
	種 別			生 年 月 日 及 び 年 齢	年 月 日 (歳)
	用 途			手帳等番号	
	自家用の別 営業用	自家用・営業用		手帳等交付 年 月 日	年 月 日
	車体の形状			障 害 名	
	車 名			障 害 の 等 級 (障害の程度)	
	型 式			運 転 免 許 証 の 番 号	
	乗車定員			運転免許証の 交付年月日	年 月 日
	車台番号			運転免許証の 有効期限	年 月 日
	使用の本拠 の位置			免 許 の 種 類 及 び 条 件	
				雇 用 年 月 日	年 月 日
	取 得 価 額				円
取得価額のうち構造変更に必要な金額			円		
申 告 税 額			円		

注 この様式は、軽自動車税環境性能割の減免申請をする場合に準用する。この場合において、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、「鹿児島県税条例第100条の9の規定により」とあるのは「次のとおり」と読み替えるものとする。

第136号様式（第32条の31関係）

自動車税環境性能割関係承認通知書			
住所又は所在地 氏名又は名称及 び代表者の氏名		年 月 日	
様		鹿児島県 長 〇	
年 月 日に申告（申請）のあつた		について、下	
記のとおり		を承認しましたので通知します。	
登 録 番 号		納税義務発生 年 月 日	年 月 日
車 種		徴収猶予期限	年 月 日
車 名		車 台 番 号	
課 税 標 準 額			円
税 額			円
減 免 額			円
差 引 税 額			円
理 由 及 び 条 件			
備 考			

注1 この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、知事に審査請求をすることができます。

審査請求書正副2通は、なるべく当地域振興局（支庁）を経由して提出してください。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えは、地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の12の規定により、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内（当該期間内であつても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起しなければなりません。

3 この通知書が軽自動車税環境性能割に関する申告（申請）に対するものであるときは、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と読み替えるものとします。

第137号様式（第32条の31関係）

自動車税環境性能割関係不承認通知書			
住所又は所在地 氏名又は名称及 び代表者の氏名			年 月 日
様			鹿児島県 長 印
年 月 日に申告（申請）のあつた			について、下
記の理由により、 は認められませんので通知します。 なお、下記の金額を同封の納付書により直ちに納付してください。			
登録番号 車両番号		課税標準額	円
車 種		税 額	円
車 名			
車台番号			
納税義務発生 年 月 日	年 月 日	計	円
理 由			
備 考			

注1 この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、知事に審査請求をすることができます。

審査請求書正副2通は、なるべく当地域振興局（支庁）を経由して提出してください。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えは、地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の12の規定により、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内（当該期間内であつても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起しなければなりません。

3 この通知書が軽自動車税環境性能割に関する申告（申請）に対するものであるときは、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と読み替えるものとします。

別記第138号様式（第32条の32関係）

年度										
自動車税環境性能割交付額に係る道路の延長及び面積に関する報告書										
年 月 日										
鹿児島県知事 殿					市 町 村 長 回					
地方税法施行規則第9条の14の規定に基づき自動車税環境性能割額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を次のとおり報告します。										
項目	延 長	面 積	C に か か る 内 訳							
市町村道 A	メートル	平 方 メートル	延 長				面 積			
交付の対象とならない市町村道 総務省令で定める市町村道	(1) 管理の経費を負担しない市町村道		項 目	延 長	補正率	※補正後	項 目	面 積	補正率	※補正後
	(2) 渡船施設		路面幅員4.5メートル以上の市町村道（橋りょうを除く。）	メートル	0.9	メートル	路面幅員6.5メートル以上の市町村道（橋りょうを除く。）	平 方 メートル	1.1	平 方 メートル
	(3) 路面幅員が2.5メートル未満の市町村道		路面幅員4.5メートル未満の市町村道（橋りょうを除く。）		1.0		路面幅員6.5メートル未満の市町村道（橋りょうを除く。）		1.0	
	(4) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）の規定により料金を徴収する市町村道		木 橋		42.0		路面幅員4.5メートル未満の市町村道（橋りょうを除く。）		0.7	
			橋りょう		1.0		橋りょう		10.8	
	(1)+(2)+(3)+(4) 計 B									
A-B C			計 D				計 D			
(記載上の注意事項) (1) 道路の延長にあつては、道路法（昭和27年法律第180号）第28条に規定する道路台帳に記載されている道路（同法第9条の路線の認定の公示、同法第18条第1項の道路の区域の決定の公示及び同条第2項の供用開始の公示が行われたものをいう。）の延長（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の開発道路にあつては、その延長に0.5を乗じた延長）とする。 (2) 道路の面積にあつては、当該道路の延長に、当該道路の路面幅員を乗じて算定するものとする。 (3) DはCのそれぞれに一致すること。 (4) 道路の延長又は面積に1メートル又は1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 (5) ※印欄は記入を要しません。										

(裏)

証 紙 貼 付 箇 所

自 動 車 税 証 紙

自動車税証紙は、						この欄の左から高額順に						貼り付けてください。					
備 考						処 理 印	駐在員		審査者		集計表		調 定				

第140号様式（第32条の33関係）

（表）

自動車税環境性能割修正申告書（軽）				
鹿児島県		長 殿		年 月 日
納税義務者（取得者） 住所又は所在地 氏名又は名称 電 話 番 号 所有者 住所又は所在地 氏名又は名称				
印				
項 目	記 載 事 項	変 更 事 項		
車 両 番 号				
車 名				
型 式				
原 動 機 の 型 式				
車 台 番 号				
取 得 年 月 日	年 月 日	課税標準額	円	
取 得 の 原 因		税 額	円	
自 家 用 の 別 営 業 用				
用 途 等 の 区 分				
旧使用者の氏名又は 名称及び住所		年 製	年	
譲渡者の氏名又は 名称及び住所		備 考		
主たる定置場の位 置				
修 正 申 告 額	課税標準額	円	税 額	円
差 引 納 付 額				円
修 正 申 告 の 理 由				

(裏)

証紙貼付箇所

自動車税証紙は、この欄の左から高額順に貼り付けてください。

備 考		処 理 印	駐在員	審査者	集計表	調 定

第141号様式（第32条の33関係）

自動車税環境性能割還付申請書 納付義務免除				
年 月 日				
鹿児島県		長 殿		
申請者 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号				
印				
下記自動車に係る { 自動車税環境性能割を還付 自動車税環境性能割の納付義務を免除 } されるよう地方税法第 165条の規定により申請します。				
記				
登録番号 車両番号		車 名		
車 種		車 台 番 号		
取得年月日	年 月 日	解約（返還） 年 月 日	年 月 日	
登録年月日	年 月 日	解約に基づく 登録年月日	年 月 日	
販 売 業 者	住 所	自動車の売買 契約を解約 し、自動車を 返還した理由		
	氏 名			
納 税 者	住 所			
	氏 名			
課税標準額				円
還付申請額				円
備 考				

注 この様式は、軽自動車税環境性能割の還付（納付義務免除）申請をする場合に準用する。
 この場合において、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、
 「第165条」とあるのは「第458条」と読み替えるものとする。

第142号様式（第32条の33関係）

（表面）

自動車税環境性能割 更正・決定 通知書
加算金決定

年 月 日

鹿児島県 長 団

あなたの自動車税環境性能割について、地方税法第168条又は第171条若しくは第172条の規定により したので通知します。

なお、不足額のうち未納額は、下記の納付書により指定納期限（ 年 月 日）までに必ず納付してください。

納 税 者 氏 名 ・ 名 称				
納 税 者 住 所 ・ 所 在 地				
		前 回 まで	今 回	差 引
課 税 標 準		円	円	円
税 率		%	%	%
税 額		円	円	円
延 滞 金				円
加 算 金	過少申告加算金			円
	不申告加算金			円
	重 加 算 金			円
合 計				円
納 付 番 号				
指 定 納 期 限		年 月 日		
注 延滞金は、指定納期限までの額を算出してあります。 なお、指定納期限までに納付されなかつた場合は、指定納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、地方税法（昭和25年法律第226号）に定める延滞金が加算されて徴収されます。 ◎ 裏面をお読みください。				

（裏面）

- この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、知事に審査請求をすることができます。
審査請求書正副2通は、なるべく当地域振興局（支庁）を経由して提出してください。
- 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内（当該期間内であつても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起しなければなりません。
- この様式は、軽自動車税環境性能割の更正・決定・加算金決定通知をする場合に準用します。この場合において、「自動車税環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、「第168条又は第171条若しくは第172条」とあるのは「第462条又は第463条の3若しくは第463条の4」と読み替えるものとします。

別記第143号様式中「自動車税課税免除申請書」を「自動車税種別割課税免除申請書」に、「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称 印」に、「電話番号」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改める。

別記第143号様式の2中「自動車税課税免除申請書（構造変更用）」を「自動車税種別割課税免除申請書（構造変更用）」に、「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称 印」に、「電話番号」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改める。

別記第143号様式の3中「自動車税課税免除承認通知書」を「自動車税種別割課税免除承認通知書」に、「鹿児島県鹿児島地域振興局長」を「鹿児島県 長」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改める。

別記第144号様式中「鹿児島県鹿児島地域振興局長」を「鹿児島県 長」に、「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称 印」に、「電話番号」に、「あて」を「宛て」に改める。

別記第145号様式を次のように改める。

第145号様式 削除

別記第145号様式の2を削る。

別記第146号様式中「自動車税買主住所等報告書」を「自動車税種別割買主住所等報告書」に、「鹿児島県鹿児島地域振興局長」を「鹿児島県 長」に、「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称 印」に改める。

別記第146号様式の2中「自動車税減免申請書（生活路線バス用）」を「自動車税種別割減免申請書（生活路線バス用）」に、「鹿児島県鹿児島地域振興局長」を「鹿児島県 長」に、「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称 印」に改める。

別記第146号様式の2中「自動車税減免申請書（生活路線バス用）」を「自動車税種別割減免申請書（生活路線バス用）」に、「鹿児島県鹿児島地域振興局長」を「鹿児島県 長」に、「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称 印」に改め、同様式注中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式（付表）注中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

別記第146号様式の3中「自動車税減免申請書（廃止路線代替バス用）」を「自動車税種別割減免申請書（廃止路線代替バス用）」に、「鹿児島県鹿児島地域振興局長」を「鹿児島県 長」に、「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称 印」に改める。

別記第146号様式の3中「自動車税減免申請書（廃止路線代替バス用）」を「自動車税種別割減免申請書（廃止路線代替バス用）」に、「鹿児島県鹿児島地域振興局長」を「鹿児島県 長」に、「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称 印」に改め、同様式注中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式（付表）注中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

別記第146号様式の4中「自動車税減免決定通知書」を「自動車税種別割減免決定通知書」に、「鹿児島県鹿児島地域振興局長」を「鹿児島県 長」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改める。

別記第147号様式を次のように改める。

第147号様式 削除

別記第147号様式の2中「自動車税減免決定通知書」を「自動車税種別割減免決定通知書」に、「鹿児島県鹿児島地域振興局長」を「鹿児島県 長」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改める。

別記第147号様式の3中「自動車税減免不承認通知書」を「自動車税種別割減免不承認通知書」に、「鹿児島県鹿児島地域振興局長」を「鹿児島県 長」に、「自動車税

の」を「自動車税種別割の」に改める。

別記第148号様式中「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第16条の4、第18条の2第12項及び第18条の3第3項の改正規定並びに別記第78号様式（その3）及び別記第79号様式の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（証紙販売手数料に関する経過措置）

- 2 改正後の鹿児島県税条例施行規則第32条の24第2項の表及び第3項、第32条の28第2項並びに第50条第2項の規定は、令和元年10月1日以後の証紙の販売に係る証紙販売手数料について適用し、同日前の証紙の販売に係る証紙販売手数料については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 3 改正後の鹿児島県税条例施行規則第36条の8の2の規定は、令和元年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（旧様式の使用）

- 4 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。